

答 申

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年和歌山県条例第 12 号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 9 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 26 年 2 月 28 日付け海建用第 84 号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成 26 年 3 月 13 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 近畿財務局和歌山財務事務所長に対する公図訂正同意願書に対する第 55 号調書に記載される地域訴訟の結果が巨大無番地に元々民有地が存在したという根拠であるとしているため、和歌山県が訴訟結果を提出したものであると判断し、本件開示請求を行ったものである。
- (2) 「作成又は取得していない」理由による非開示決定処分により、和歌山財務事務所が言う「地域訴訟結果」でないことが判明した。捏造した訴訟文書の開示を求める。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

実施機関では、「昭和 55 年（ト）第 16 号不動産申請仮処分事件」の判決書の写しを平成 13 年 1 月 15 日付け財務事務所宛に提出した同意願書に添付し利用したが、当該判決書の写しが偽造判決書であるとの認識はない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行った。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、平成 13 年当時県が財務事務所に提出した判決書が偽造されたものであるとの認識に立ち、当該判決書を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、平成 13 年 1 月 15 日付けで財務事務所宛提出した地図訂正同意願書に、「昭和 55 年（ト）第 16 号不動産申請仮処分事件」の判決書の写しを添付し、利用したとのことであるが、「当該判決書の写しが偽造判決書であるとの認識はない」とのことである。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

なお、仮に、請求書中に「偽」という言葉がなかったとしても、当審査会は諮問第 62 号の答申において、判決書の写しは保存期間経過により既に廃棄されていると判断しているところである。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」とおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 26 年 3 月 19 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 4 月 17 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 2 月 14 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 31 年 1 月 23 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 9 日 (当初)	平成 13 年 3 月 22 日付和財管第 055 号「公図訂正について」で国有財産の特定が未了ですが公図訂正を行うことについては異議ありません。の決裁根拠は、①法務局備付地積測量図、②当該地域訴訟結果、③現況に従って整理しようとしたものであると財務事務所管財課長〇〇氏は認めた。この内、和歌山県が提出を決裁した「②当該地域訴訟の結果」について、和歌山地方裁判所又は簡易裁判所謄本である地域訴訟結果の開示。
平成 26 年 1 月 8 日 (補正後)	和歌山県は「昭和 55 年 (ト) 第 16 号不動産申請仮処分事件」と記載した謄本でない偽判決書を利用したが、和歌山財務事務所がいう「当該地域訴訟」について、平成 13 年 3 月 22 日付財務事務所長宛に提出した和歌山県知事の同意願書に対する調書に記載する「地域訴訟の結果」の開示